

震度に関する検討会の設置について

震度は、地震による揺れの強さを総合的に表す指標で、防災対応の重要な基準として利用されています。

「震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを目安を示すもので、平成8年10月から用いています。この表は、新しい事例や耐震性の向上等により、実状と合わなくなった場合には内容を変更することとしているものです。

同表の作成から10年が経過し、その間、いくつかの規模の大きな被害地震が発生しました。本年6月14日の岩手・宮城内陸地震や7月24日の岩手県沿岸北部の地震では、震度の大きさに比して、建物被害は少ないなど、新たな事例が得られています。このため、これらの事例を踏まえつつ、「震度階級関連解説表」の変更の検討を行います。

さらに、震度計の設置が不適切なため震度が大きくなったのではないかとの指摘もあり、設置条件等の不適切な観測点の点検とその扱いについても課題になっています。

震度に関するこうした様々な背景を踏まえ、震度観測に関する課題を整理するとともに、適切な震度観測に資するため、消防庁と気象庁の共同で、学識経験者及び行政委員より成る「震度に関する検討会」を設置し、検討することとしました。

1. 検討事項

- (1) 「震度階級関連解説表」の見直し
- (2) 設置条件等の不適切な観測点の点検とその扱い
- (3) 地方公共団体設置の震度計の具体的な配置基準の検討
- (4) その他

2. 委員名簿

委員名簿のとおり。

3. 検討スケジュール

本年度末を目途に結果をとりまとめる予定。

第1回：平成20年12月8日（15：00～18：00）（今回）

今後の開催予定

第2回：平成21年 1月20日(火) 14：00～16：00

第3回： 2月10日(火) 14：00～16：00

第4回： 3月16日(月) 14：00～16：00

委員名簿

【学識委員】

座長	翠川 三郎	東京工業大学大学院教授
	青井 真	(独) 防災科学技術研究所地震観測データセンター強震観測管理室長
	大川 出	(独) 建築研究所構造研究グループ主席研究監
	桶田 敦	TBSテレビ報道局編集センター編集部担当部長
	神山 真	東北工業大学教授
	清野 純史	京都大学准教授
	瀬瀬 一起	東京大学地震研究所教授
	境 有紀	筑波大学大学院准教授
	田中 淳	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長
	谷原 和憲	日本テレビ放送網報道局社会部担当部長
	中川 和之	時事通信社編集委員
	西山 功	国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部長
	正木 清貴	日本放送協会報道局災害・気象センター長

【行政委員】

池内 幸司	内閣府参事官：地震・火山対策担当
飯島 義雄	消防庁国民保護・防災部防災課長
長尾 一郎	消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長
増子 宏	文部科学省研究開発局地震・防災研究課長
細見 寛	国土交通省河川局防災課長
井上 俊之	国土交通省住宅局建築指導課長
宇平 幸一	気象庁地震火山部管理課長
横田 崇	気象庁地震火山部地震津波監視課長
熊谷 龍一	宮城県総務部危機管理監

(事務局) 消防庁、気象庁

震度に関する検討会運営要綱

（目的）

第1条 震度に関する課題を整理するとともに、適切な震度観測のあり方を検討するため、震度に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（任務）

第2条 検討会は、次の事項について検討するものとする。

- （1） 「震度階級関連解説表」の見直し
- （2） 地方公共団体設置の震度計の具体的な配置基準
- （3） 設置条件等の不適切な観測点の点検とその扱い
- （4） その他、震度に関して検討の必要な事項

（検討会の構成）

第3条 検討会は、学識経験者及び関係機関の職員からなる委員で構成する。

- 2 検討会に座長を置く。
- 3 座長は検討会の会務を総理する。
- 4 座長は委員の中から消防庁国民保護・防災部長及び気象庁地震火山部長が依頼する。
- 5 座長は、検討会の議題等により必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 座長が出席できない場合は、委員の中から座長代理を消防庁国民保護・防災部長及び気象庁地震火山部長が依頼する。

（資料の公開）

第4条 検討会の資料及び議事録については、原則として一般に公開するものとする。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討会に諮ったうえで検討会の資料及び議事録の一部または全部を非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、消防庁国民保護・防災部防災課及び気象庁地震火山部地震津波監視課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるものの外、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱の施行期間は、平成20年12月8日から検討会の検討が終了するまでとする。